

## 飼養等の目的説明資料について

飼養等の目的については、別紙で説明をしていただく必要があります。以下は、その例を示したものです。最低限の記述のみ記載しましたので、申請によっては、より詳しい資料を求めることがあります（その際には、環境省から御連絡いたします）。

<p>学術研究</p>	<p>（研究計画の概要）</p> <p>〇〇の試験研究のため、〇〇を〇頭飼育している。この研究成果については、〇〇の製品開発に用いるとともに、〇〇学会での論文発表も予定している。試験研究の終了後は、他の飼養等許可者に譲渡を行うか、又は安楽死処分を行うこととしている。</p> <p>※研究計画書等があれば添付してください。</p>
<p>博物館、動物園その他これに類する施設における展示</p>	<p>（展示計画の概要）</p> <p>夏の企画展示（7月〇日～9月〇日開催）において外来生物特集を実施する。この際、地元で問題の多い〇〇を水族館の〇〇コーナーにおいて紹介する。展示に際しては、外来生物問題と対策の必要性についても言及する。</p> <p>※展示計画などがあれば添付してください。</p>
<p>教育</p>	<p>（教育計画の概要）</p> <p>学生の〇〇学実習の教材として生きた〇〇が必要。第2学期の生物学の解剖実習において〇〇専攻の学生約〇名が利用する。指導教官は〇〇。学科の解剖実習であり、最終的には全て殺処分する。</p> <p>※教育計画などあれば添付してください。</p>
<p>生業の維持</p>	<p>（生業として行っている事業の概要と経緯）</p> <p>〇年〇月より海外からの生物輸入販売業を開業。全国の動物園、研究機関等に生物の納入を行っている。特定外来生物である〇〇は、平成〇年〇月から扱っており、一般向けにも法律前までは販売していた（〇年度取引実績〇社（園）、延べ〇頭、売上計〇〇円）。しかし、法律施行で禁止されたため、今後は動物園、研究機関への販売のみ実施する予定。特定外来生物外来生物の入手先は、国内の繁殖施設（〇〇株式会社：既に飼養等許可を得ている。）からである。</p> <p>※特定外来生物の譲渡し等（販売等）を主たる業とする場合は、3年間（哺乳類・鳥類・爬虫類については5年間）に増加させて飼養等をする数量に係る補足資料を様式1-A補足に記入し添付してください。</p> <p>※これまでの取引実績等、参考資料があれば添付してください。（輸入・生産等を行う場合はその実績が分かる資料が必要です。）</p>
<p>愛玩又は観賞</p>	<p>※以下の書類を添付してください。なお、申請に係る個体の数が多く、個体ごとに写真や書類を用意することが困難な場合は、複数の個体の飼養等についてまとめて証明する写真又は書類も可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該特定外来生物の指定以前から国内において申請に係る個体の飼養等をしていることを証明する写真又は書類（撮影日時や場所が分かる写真や購入時の領収書等）</li> <li>・申請に係る個体の写真（当該申請時期に撮影したもので、個体の特徴や大きさ等が分かるもの）</li> </ul>